

「高齢者見守り隊」協定書

（以下「甲」という。）と下関市（以下「乙」という。）
とは、下関市高齢者見守り環境整備事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 1 この協定は、乙が、地域の住民と日常的に関わりをもっている甲の協力を得て、市内に居住する65歳以上のひとり暮らしの者又は65歳以上の者のみで構成する世帯に属する者（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）の見守りを行い、甲が、ひとり暮らし高齢者等の異変を発見した場合には、その情報を乙又は関係機関に連絡してもらうことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境づくりを推進することを目的とする。

（高齢者見守り隊の活動）

- 2 甲は、「高齢者見守り隊」として、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 日常の業務の中で無理のない範囲において、ひとり暮らし高齢者等へのさりげない見守りを行う。
 - (2) ひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合には、乙又は地域包括支援センターにその状況を連絡する。ただし、緊急時等必要なときには、消防署又は警察署に通報を行う。
 - (3) 乙から配付される高齢者見守り隊のステッカーを可能な範囲において、甲の業務等で使用する車両等に掲示し、事業の普及啓発に努める。

（守秘義務）

- 3 甲は、高齢者見守り隊の活動により知り得た情報を他に漏らし、又は高齢者見守り隊の活動以外の目的に利用してはならない。高齢者見守り隊でなくなった後も同様とする。

以上の協定締結の証として、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年（ 年） 月 日

甲 （住所）
 （事業者・代表者役職・氏名）

Ⓜ

乙 下関市
 下関市長

Ⓜ

